

昭和四十六年法律第四十号

民事訴訟費用等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	裁判所に納める費用
第二章 手数料（第三条—第十条）	手数料（第三条—第十条）
第三章 証人等に対する給付（第十八条—第二十八条の三）	手数料以外の費用（第十一条—第十三条）
第四章 雜則（第二十九条）	費用の取立て（第十四条—第十七条）
第五章 附則	
第一章 総則	
(趣旨)	
第一条 民事訴訟手続、民事執行手続、民事保全手続、行政事件訴訟手続、非訟事件手續、家事審判手続その他の裁判所における民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続（以下「民事訴訟等」という。）の費用については、他の法令に定めるもののか、この法律の定めるところによる。	
第二条 民事訴訟法（平成八年法律第九号）その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等（当事者又は事件の関係人をいう。第四号及び第五号を除き、以下同じ。）又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
一 次条及び第三条の二の規定による手数料 その手数料の額（第九条第二項の規定により還付される額があるときは、その額を控除した額）	
二 第十一条第一項の費用 その費用の額	
三 執行官法（昭和四十一年法律第二百十一号）の規定による手数料及び費用 その手数料及び費用の額	
四 当事者等（当事者若しくは事件の関係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者をいう。以下この号及び次号において同じ。）が口頭弁論又は審問の期日その他裁判所が定めた期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料（親権者以外の法定代理人、法人の代表者又はこれらに準ずる者が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料）次に掲げるところにより算定した旅費、日当及び宿泊料の額	
(1) 旅行が本邦（國家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第二号に規定する本邦をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいふ。以下同じ。）との間のものを含まない場合においては、当事者等の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の主たる居所の所在する場所と出頭した場所を管轄する簡易裁判所の主たる居所の所在する場所との間の距離を基準として、その距離を旅行するときに通常要する交通費の額として最高裁判所が定める額（これらの場所が同一となるときは、最高裁判所が定める額）。ただし、旅行が通常の経路及び方法によるものであることを明らかにする領収書に支払った交通費の額が当該最高裁判所が定める額を超えることを明瞭に示す文書が提出されたときは、現に支払った交通費の額（当該旅行が通常の経路又は方法によるものでないときは、証人に支給する旅費の例により算定した額）	
(2) 旅行が本邦と外国との間のものを含む場合において、当該旅行が通常の経路及び方法によるものであるときは、現に支払った交通費の額（当該旅行が通常の経路又は方法によるものでないときは、証人に支給する旅費の例により算定した額）	

八 宿泊料 出頭及びそのための旅行（通常の経路及び方法によるものに限る。）に現に要した日数に応じて、最高裁判所が定める額。ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合又は本邦と外国との間のものを含む場合には、証人に支給する日当の例により算定した額
九 文書又は物（裁判所が取り調べたものに限る。）を裁判所に送付した費用 通常の方法により送付した場合における実費の額
十 民事訴訟等に関する法令の規定により裁判所が選任を命じた場合において当事者等が選任した弁護士又は裁判所が選任した弁護士に支払った報酬及び費用 裁判所が相当と認める額
十一 裁判所が嘱託する登記又は登録につき納める登録免許税 その登録免許税の額
十二 強制執行の申立て若しくは配當要求のための債務名義の正本若しくは記録事項証明書の交付、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十四条第一項第二号の書面の交付若しくは同項第三号の電磁的記録の提供、執行文の付与又は民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十九条の規定により送達すべき書類の交付若しくは電磁的記録の提供を受けるために要する費用 裁判所その他の官庁又は公証人に支払うべき手数料の額に交付又は付与一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める額
十三 公証人法第四十八条の規定により公証人がする書類又は電磁的記録の送達のために要する費用 公証人に支払うべき手数料及び送達に要する料金の額
十四 第十二条の交付若しくは付与を受け、又は前号の送達を申し立てるために裁判所以外の官庁又は公証人に提出すべき書類で官庁等の作成に係るもの交付を受けるために要する費用 第七号の例により算定した費用の額
十五 裁判所が支払うものを除き、強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行（その例による競売を含む。）に関する法令の定めるところにより裁判所が選任した管理人又は管財人が受け取る報酬及び費用 当該法令の規定により裁判所が定める額
十六 差押債権者が民事執行法第五十六条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の許可を得て支払った地代又は借賃 その地代又は借賃の額
十七 第二十八条の二第一項の費用 同項の規定により算定した額

十八 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百八十五条（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の規定による通知を書面でした場合の通知の費用（通知一回につき第一種郵便物の最低料金に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める額）

第二章 裁判所に納める費用

第一节 手数料

（申立ての手数料）

第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

2 次の各号に掲げる場合には、当該各号の申立てをした者（第三号に掲げる場合において消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第四十九条第二項の規定により届出消費者が異議の申立てをしたときは、その届出消費者は、訴え提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額（当該申立てが第一号の和解の申立てに係るものである場合については二千円を、当該申立てが同号の支払督促の申立てに係るものである場合にあっては別表第一の一の二八の項イに掲げる額を、当該申立てが第二号の申立てに係るものである場合にあっては同表の一八の項イに掲げる額を、それぞれ超えない部分に限る。）を控除した額の手数料を納めなければならない。

3 民事訴訟法第二百七十五条第二項又は第三百九十五条若しくは第三百九十八条第一項の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴え提起があつたものとみなされたとき。

4 労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第二十二条第一項（同法第二十三条第二項及び第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により労働審判手続の申立ての時に訴え提起があつたものとみなされたとき。

5 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十六条第一項の規定により債権届出の時に訴え提起があつたものとみなされたとき。

6 第二項及び第三項の規定は、別表第一の二八の項イ及び二九の項の手数料の額の算出の基礎とする。

7 前項の価額は、これを算定することができないか又は極めて困難であるときは、百六十万円とする。

3 一の訴えにより財産権上の請求でない請求とその原因である事実から生ずる財産権上の請求とをあわせてするときは、多額である訴訟の目的の価額による。

4 第一項の規定は、別表第一の一の項イの手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

5 民事訴訟法第九条第一項の規定は、別表第一の三八の項イ、三九の項及び四〇の項の手数料の額の算出の基礎とされている額について準用する。

6 第一項及び第三項の規定は、別表第一の二八の項イ及び二九の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

7 前項の価額は、これを算定することができないか又は極めて困難であるときは、百六十万円とする。

（手数料を納めたものとみなす場合）

第五条 民事訴訟法第三百五十五条第二項（同法第三百六十七条第二項において準用する場合を含む。）、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十九条（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第一百五十八号）第十八条第二項（同法第十九条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百七十二条第三項（同法第二百七十七条第四項において準用する場合を含む。）、第二百八十一条第五項若しくは第二百八十六条第六項の訴え提起の手数料については、前の訴え提起又は調停の申立てについて納めた手数料の額（民事調停法による調停の申立ての場合にあっては別表第一の二八の項イに掲げる額を、家事事件手続法第二百四十四条に規定する事件についての調停の申立ての場合にあっては千二百円を、それぞれ超えない部分に限る。）に相当する額は、納めたものとみなす。

2 民事調停法第十四条（同法第十五条において準用する場合を含む。）の規定により調停事件が終了し、又は同法第十八条第四項の規定により調停に代わる決定が効力を失つた場合において、調停の申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求についてする地借家法（平成三年法律第九十号）第七十条第一項、第二項若しくは第五項（同法第十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第十九条第一項（同法第七項において準用する場合を含む。）若しくは第二十条第一項（同法第五項において準用する場合を含む。）又は大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）第五条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による申立ての手数料については、前の調停の申立てについて納めた手数料の額（別表第一の二八の項イに掲げる額を超えない部分に限る。）に相当する額は、納めたものとみなす。

（手数料未納の申立て）

第六条 手数料を納めなければならない申立てでその納付がないものは、不適法な申立てとする。（裁判所書記官が保管する記録の閲覧、賛写等の手数料）

第七条 別表第二の上欄に掲げる事項の手数料は、同表の下欄に掲げる額とする。（納付の方法）

2 次の各号に掲げる申立てについてそれぞれ当該各号に定める事由が生じた場合においては、裁判所書記官は、申立てにより、納められた手数料の額（第五条の規定により納めたものとみなされた額を除く。）から納めるべき手数料の額（同条の規定により納めたものとみなされた額を除くものとし、民事訴訟法第九条第一項に規定する合算が行われた場合における数個の請求の一に

（訴訟の目的の価額等）

第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。訴訟の目的の価額は、百六十万円とみなす。財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、百六十万円とみなす。財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。

係る手数料にあつては、各請求の価額に応じて案分して得た額（その額が四千円に満たないときは、四千円）を控除した金額の金銭を還付しなければならない。

一 訴え若しくは控訴の提起又は民事訴訟法第四十一条第一項若しくは第五十二条第一項の規定若しくはこれらの規定の例による参加の申出 口頭弁論を経ない却下の裁判の確定又は最初にすべき口頭弁論の期日の終了前における取下げ

二 民事調停法による調停の申立て 却下の裁判の確定又は最初にすべき調停の期日の終了前ににおける取下げ

三 労働審判法による労働審判手続の申立て 却下の裁判の確定又は最初にすべき労働審判手続の期日の終了前における取下げ

四 借地借家法第四十一条（大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第五条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。（以下この号において同じ。）の事件の申立て、借地借家法第四十一条の事件における参加の申出（申立てとして参加する場合に限る。）又はその申立て若しくは申出についての裁判に対する抗告（次号に掲げるものを除く。）の提起 却下の裁判の確定又は最初にすべき審問の期日の終了前ににおける取下げ

五 上告の提起若しくは上告受理の申立て又は前号の申立て若しくは申出についての裁判に対する非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第七十四条第一項の規定による再抗告若しくは同法第七十五条第一項の規定による特別抗告の提起若しくは同法第七十七条第二項の規定による抗告の許可の申立て 原裁判所（抗告の許可の申立てにあつては、その申立てを受けた裁判所。以下この号において同じ。）における却下の裁判の確定又は原裁判所が上告裁判所若しくは抗告裁判所に事件を送付する前における取下げ

六 支払督促の申立て 却下の処分の確定又は電子支払督促の送達前における取下げ

前項の規定は、数個の請求の一部について同項各号に定める事由が生じた場合において、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する請求についても納められたものであるときは、その限度においては、適用しない。同項第五号に掲げる申立てについて同号に定める事由が生じた場合において、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する他の同号に掲げる申立てについても、その限度においては、適用しない。同号に掲げる申立てについて同号に定める事由が生じた場合は、当該各申立人がすることができる。

5 第一項及び第二項の申立てでは、その申立てをできる事由が生じた日から五年以内にしなければならない。

6 第一項又は第二項の申立てについてされた裁判所書記官の処分に対しても、その告知を受けた日から一週間の不变期間内に、その裁判所書記官の所属する裁判所に異議を申し立てることができる。

7 第一項及び第二項の申立て並びにその申立てについての裁判所書記官の処分並びに前項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判に關しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編の規定（同法第二十七條及び第四十条の規定を除く。）を準用する。

（再使用証明）

第十一条 前条第一項及び第二項の申立てにおいて、第八条の規定により納めた収入印紙を当該裁判所における他の手数料の納付について再使用したい旨の申出があつたときは、金銭による還付に代えて、還付の日から一年以内に限り再使用をすることができる旨の裁判所書記官の証明を付して還付すべき金額に相当する収入印紙を交付することができる。

2 前項の証明の付された収入印紙の交付を受けた者が、同項の証明に係る期間内に、当該収入印紙を提出してその額に相当する金額の金銭の還付を受けたい旨の申立てをしたときは、同項の裁判所の裁判所書記官は、当該収入印紙の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

3 前条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による裁判所書記官の処分について準用する。

第二節 手数料以外の費用

第十一 条 次に掲げる金額は、費用として、当事者等が納めるものとする。

第十二条 前条第一項の費用を要する行為については、他の法律に別段の定めがある場合及び最高裁判所が定める場合を除き、裁判所は、当事者等にその費用の概算額を予納させなければならない。

2 前項の規定による予納は、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつてしなければならない。

3 裁判所は、第一項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、当該費用を要する行為を行わないことができる。

（裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例）

4 四 次に掲げる手続で裁判所書記官が行うものに係る費用についての第十二条第二項並びに前条第一項及び第三項の規定の適用については、第十二条第二項及び前条第三項中「裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と、同条第一項中「裁判所は」とあるのは「裁判所書記官は」とする。

一 担保権利者に対する権利行使の催告

二 口頭弁論に係る調書又は電子調書の更正

三 督促手続

四 訴訟費用、和解の費用又は非訟事件（他の法令の規定により非訟事件手続法の規定を準用することとされる事件を含む。）家事事件若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第二十九条に規定する子の返還に関する事件の手続の費用の負担の額を定める手続

五 民事執行法第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める手続

六 少額訴訟債権執行（民事執行法第百六十七條の二第二項に規定する少額訴訟債権執行を行う。以下同じ。）の手続

（第三節 費用の取立て）

（裁判により費用の負担を命ぜられた者からの取立て等）

第十四条 第十二条第一項の費用で予納がないものは、裁判、裁判上の和解、調停若しくは労働審判によりこれを負担することとされた者又は民事訴訟等に関する法令の規定により費用を負担すべき者から取り立てができる。

（予納がない場合の費用の取立て）

第十五条 前条の費用の取立てについてには、第十二条第二項の規定により費用を納めるべき者に対する場合にあつては記録の存する裁判所の決定により、その他の者に対する場合にあつては第一審の裁判所の決定により、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い強制執行をすることができる。この決定は、執行力のある債務名義と同一の效力を有する。

第九条第七項の規定は、前項の決定について準用する。

(訴訟上の救助により納付を猶予された費用の取立て)

第十六条 民事訴訟法第八十三条第三項又は第八十四条の規定による費用の支払を命ずる裁判は、強制執行に関しては、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 民事訴訟法第八十五条前段の規定による費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

(准用)

第十七条 民事訴訟法以外の法令において準用する同法の規定により救助を受け納付を猶予された費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

2 民事訴訟法第三章 証人等に対する給付

(証人の旅費の請求等)

第十八条 証人、鑑定人及び通訳人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。ただし、正当な理由がなく、宣誓又は証言、鑑定若しくは通訳を拒んだ者は、この限りでない。

2 鑑定人及び通訳人は、鑑定料又は通訳料を請求し、及び鑑定又は通訳に必要な費用の支払又は償還を受けることができる。

3 証人、鑑定人及び通訳人は、あらかじめ旅費、日当、宿泊料又は前項の費用の支払を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せず、又は宣誓、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、その支払を受けた金額を返納しなければならない。

(説明者の旅費の請求等)

第十九条 民事訴訟法第二百八十八条第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)又は公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八号)第四十二条の三十二第二項の規定による説明者、民事訴訟法第八十七条第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。

第二十条 民事訴訟等に関する法令の規定により調査を嘱託し、報告を求め、又は鑑定若しくは専門的な知識経験に基づく意見の陳述を嘱託したときは、請求により、報酬及び必要な費用を支給する。民事訴訟等に関する法令の規定により保管人、管理人若しくは評価人を任命し、又は換価の調査の嘱託をした場合の報酬の支給等)

第二十一条 民事訴訟等に関する法令の規定により調査を嘱託し、報告を求め、又は鑑定若しくは専門的な知識経験に基づく意見の陳述を嘱託したときは、請求により、報酬及び必要な費用を支給する。民事訴訟等に関する法令の規定により保管人、管理人若しくは評価人を任命し、又は換価の記録の作成に必要な費用を支給する。

3 第十八条第三項の規定は、前二項の費用について準用する。

(旅費の種類及び額)

第二十二条 旅費は、鉄道貨、船貨、路程貨及び航空貨の四種とし、鉄道貨は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船貨は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程貨は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空貨は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。

2 鉄道貨及び船貨は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃(はしけ貨及びさん橋貨を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合は、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級以下で裁判所書記官が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所書記官が相当と認める等級の運賃)、急行料金(特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものは特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を行料金)並びに裁判所書記官が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金(座席指定料金を徴する普通急行列車を行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。)によつて、路程貨は最高裁判所が定める額の範囲内において裁判所書記官が定める額によつて、航空貨は現に支払った旅客運賃によつて、それぞれ算定する。

(日当の支給基準及び額)

第二十二条 日当は、出頭又は取調べ及びそれらのための旅行(以下「出頭等」という。)に必要な日数に応じて支給する。

2 日当の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所書記官が定める。

(宿泊料の支給基準及び額)

第二十三条 宿泊料は、出頭等に必要な夜数に応じて支給する。

2 宿泊料の額は、最高裁判所が宿泊地を区分して定める額の範囲内において、裁判所書記官が定める。

(本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額)

第二十四条 本邦と外国との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三条に規定する基準を参照して、裁判所書記官が相当と認めるところによる。

(旅費等の計算)

第二十五条 旅費(航空貨を除く。)並びに日当及び宿泊料の計算上の旅行日数は、最も経済的な通常の経路及び方法によつて旅行した場合の例により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(鑑定料の額等)

第二十六条 第十八条第二項又は第二十条第一項若しくは第二項の規定により支給すべき鑑定料、通訳料、報酬及び費用の額は、裁判所が相当と認めるところによる。

(請求の期限)

第二十七条 この章に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料その他の給付は、判決によつて事件が結する場合においてはその判決があるまでに、判決によらないで事件が完結する場合においてはその完結の日から二月を経過した日までに請求しないときは、支給しない。ただし、やむを得ない事由によりその期限内に請求することができなかつたときは、その事由が消滅した日から二週間以内に請求した場合に限り、支給する。

(裁判官の権限)

第二十八条 受命裁判官、受託裁判官又はその他の裁判官が証人尋問その他の手続を行なう場合は、この章の規定による給付に關し裁判所が定めるべき事項は、当該裁判官が定める。ただし、当該裁判官が自ら定めることが相当でないと認めるときは、この限りでない。

(第三債務者の供託の費用の請求等)

第二十八条の二 民事執行法第五十六条第一項若しくは第三項又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十二年法律第九十四号)第三十六条の六第一項(これらを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定により供託した第三債務者は、次の各号に掲げる費用を請求することができるものとし、その額は、それぞれ當該各号に定めるところによる。

一 供託するため必要とする旅費、日当及び宿泊料 第二条第四号及び第五号の例により算定した額

二 供託所に出頭しないで供託することができるときは、供託をする書類及び供託金の提出の費用並びに供託書正本の交付を受けるために要する費用 提出又は交付一回につき第二条第十号の例により算定した額

三 供託に要する書類及び供託の事情の届出の書類の作成の費用 供託又はその事情の届出一件につき最高裁判所が定める額

四 供託の事情の届出の書類の提出の費用 提出一回につき第一条第十八条の例により算定した額

五 供託に要する書類で官庁その他の公の団体の作成に係るもの交付を受けるために要する費用 交付一回につき第二条第七号の例により算定した額

2 前項の費用は、第二十七条の規定にかかわらず、供託の事情の届出をする時までに請求しないときは、支給しない。

3 第一項の費用は、供託金から支給する。

(債務者の財産に関する情報の提供に要した報酬の請求等)

第二十八条の三 民事執行法第二百七条第一項又は第二項の申立てを認容する決定により命ぜられた情報の提供をした者は、報酬及び必要な費用を請求することができるものとし、その額は、最高裁判所が定めるところによる。

第四章 雜則

(最高裁判所規則)

第二十九条 この法律に定めるもののほか、民事訴訟等における証人等に対する裁判所の給付の実施その他この法律の施行に関する必要な事項は、最高裁判所が定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

(特例手数料還付事件に適用する規定)

第二条 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日から民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の施行の日の前日までの間に開始された特定申立てに係る事件及び特例執行手付与申立事件（民事執行法附則第五条に規定する特例執行文付与申立事件をいう。以下同じ。）における第九条第一項及び第二項の申立て、第十一条第二項の申立て並びに第九条第六項（第十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申立てに係る事件（以下「特例手数料還付事件」という。）については、第九条第七項（第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、次条から附則第十条までに定めるところによる。

(特例手数料還付事件に適用する電子調書の作成等)

第三条 裁判所書記官は、特例手数料還付事件の手続の期日について、最高裁判所規則で定めると

ころにより、電子調書を作成しなければならない。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領を裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（附則第六条第二項及び第三項並びに第七条第一項を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録することをもつて、これに代えることができる。

2 裁判所書記官は、特例手数料還付事件の手続について、電子調書を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

(特例手数料還付事件に関する電子調書の更正)

第四条 前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に計算違い、誤記その他のこれらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。

2 前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。

3 第一項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分は、相当と認める方法で告知するこことによって、その効力を生ずる。

4 第一項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内にしなければならない。

(特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録の閲覧等)

第五条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録（特例手数料還付事件の記録中次条第一項に規定する特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録を除いた部分をいう。以下この条において同じ。）

2 前項の規定は、特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録（特例手数料還付事件記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。第五項において「録音テープ」

等」という。）に関する場合は、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

第三条 裁判所は、当事者から前二項の規定による許可の申立てがあつた場合においては、当事者又は利害関係を疎明した第三者から第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相違と認めるときは、これを許可することができる。

第四条 裁判所は、当事者は、特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録中当該当事者が提出した書面等（書面、書類、文書、譲本、原本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）又は録音テープ等については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その閲覧若しくは謄写、その正本、譲本若しくは抄本の交付又はその複製を請求することができる。

第五条 特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、特例手数料還付事件に係る事件記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することを目的として前項の規定による即時抗告が特例手数料還付事件の手続を不當に遅滞させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。

第六条 特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、特例手数料還付事件に係る事件記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することを目的として前項の規定による即時抗告が特例手数料還付事件の手続を不當に遅滞させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。

第七条 第三項の申立てを却下した裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

第八条 前項の規定による即時抗告が特例手数料還付事件の手続を不當に遅滞させる目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。

第九条 前項の規定による裁判に対する抗告をすることができる。

(特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録の閲覧等)

第十条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録（特例手数料還付事件の記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したもの閲覧を請求することができる。

第十一条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定めるところにより、特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録（特例手数料還付事件の記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

第十二条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができます。

第十三条 特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項に係る部分について、当事者は、前三項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録の閲覧、第二項の規定による複写及

第一条中民事執行法第十八条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法

（政令への委任）
第十六条 この附

附 則（令和六年六月一四日法律第五二号）抄

施行期日　第一条　この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十八条の規定
(政令への委任) 公布の日

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則
(施行期日)
(令和六年六月一九日法律第五八号)
抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定 第二条及び第八条の規定 公布の日〕

第六条 民訴法等一部改正法施行日が施行日前である場合には、施行日の前日までの間ににおける民事訴訟費用等に関する法律別表第一の一三の項ハの規定の適用については、同項ハ中「申立て、

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三十六条第一項若しくは第三十七条第一項の規定による申立て」とあるのは、「申立て」とする。

第八条 (政令への委任) この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

別表第一（第三條、第四條關係）

訴え（反訴を除く。）の提起

訴え（反訴を除く。）の提起
イ及び口に掲げる額の合算額
一百二十二条の次に一条を加える改正規定、同法第二百四十九条中破産法
六条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百九十二条第三項の改正規定（第八十五条）の下
に「から第八十六条まで」を加える部分に限る。）、第二百六十五条第一項の規定、三百四十四条中
非訟事件手続法第三十三条第四項の改正規定、同法第四十三条の改正規定及び同法第四十七条规定
一項の改正規定、第三百二十六条中家事事件手続法第四十条の改正規定、同法第四十九条の改正
規定、同法第五十四条第一項の改正規定、同法第五十九条の改正規定、同法第六十条第二項の改
正規定（及び第二項）を「から第三項まで」に改める部分に限る。）、同法第八十四条第一項の
改正規定（第三項まで）を「第四項まで」に改める部分及び「高等裁判所に」との下に「
第五十九条第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」とを加える部分に限
る。）、同法第二百六十条第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十一条第五項の改正規定、第
三百四十二条中国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第七十条の改
正規定、同法第七十五条第一項の改正規定、同法第八十条に一項を加える改正規定及び同法第一百
三条第六項の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民
事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定（二、第八十七条の二）を削る部分に限
る。）民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日

附 則（令和六年五月一五日法律第二二二号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。

附 則（令和六年五月二四日法律第三三三号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。ただし、附則第十六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施
行する。

八	簡易裁判所に対する再審の訴えの提起	九	簡易裁判所以外の裁判所に対する再審の訴えの提起	〇一	支払督促の申立て	一一	和解の申立て	二一	三一	四一	八	
三千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合については、二千百円）	五千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合については、四千百円）	五千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合については、二千百円）	二千七百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合については、二千四百円）	二千七百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合については、二千五百円）	二千円	二千円	二千円	二千円	九千六百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合については、八千三百円）。ただし、債務者の数（担保権の実行としての競売又は収益執行の申立てをする場合は、債務者の数と合算して得た数）が二以上の場合は、債務者の数と担保権の目的である財産の権利者（債務者を除く。）の数とを合算して得た数）が二以上の場合はにあつては、その数から一を減じた数に二千八百円を乗じて得た額を加算した額	七千三百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合については、七千二百円）。ただし、第三債務者（民事執行法第百六十七条第一項の申立て又は同項に規定する財産権を目的とする担保権の実行の申立てをする場合にあつては、第三債務者に準ずる者）に対する送達をすべき場所の数が二以上の場合にあつては、その数から一を減じた数に千五百円を乗じて得た額を加算した額	債権の差押命令の申立て、金銭債権の差押処分の申立て又は民事執行法第百六十七条第一項若しくは第二百九十三条第一項の申立て	四一
つた判決に係る上告審における参加にあつては二の項イ）により算出して得た額	三千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合については、二千百円）	五千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合については、四千百円）	二千七百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合については、二千四百円）	二千七百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合については、二千五百円）	二千円	二千円	二千円	二千円	九千六百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合については、八千三百円）。ただし、債務者の数（担保権の実行としての競売又は収益執行の申立てをする場合は、債務者の数と合算して得た数）が二以上の場合は、債務者の数と担保権の目的である財産の権利者（債務者を除く。）の数とを合算して得た数）が二以上の場合はにあつては、その数から一を減じた数に二千八百円を乗じて得た額を加算した額	七千三百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合については、七千二百円）。ただし、第三債務者（民事執行法第百六十七条第一項の申立て又は同項に規定する財産権を目的とする担保権の実行の申立てをする場合にあつては、第三債務者に準ずる者）に対する送達をすべき場所の数が二以上の場合にあつては、その数から一を減じた数に千五百円を乗じて得た額を加算した額	債権の差押命令の申立て、金銭債権の差押処分の申立て又は民事執行法第百六十七条第一項若しくは第二百九十三条第一項の申立て	四一
つた判決に係る上告審における参加にあつては二の項イ）により算出して得た額	三千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合については、二千百円）	五千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合については、四千百円）	二千七百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合については、二千四百円）	二千七百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合については、二千五百円）	二千円	二千円	二千円	二千円	九千六百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合については、八千三百円）。ただし、債務者の数（担保権の実行としての競売又は収益執行の申立てをする場合は、債務者の数と合算して得た数）が二以上の場合は、債務者の数と担保権の目的である財産の権利者（債務者を除く。）の数とを合算して得た数）が二以上の場合はにあつては、その数から一を減じた数に二千八百円を乗じて得た額を加算した額	七千三百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合については、七千二百円）。ただし、第三債務者（民事執行法第百六十七条第一項の申立て又は同項に規定する財産権を目的とする担保権の実行の申立てをする場合にあつては、第三債務者に準ずる者）に対する送達をすべき場所の数が二以上の場合にあつては、その数から一を減じた数に千五百円を乗じて得た額を加算した額	債権の差押命令の申立て、金銭債権の差押処分の申立て又は民事執行法第百六十七条第一項若しくは第二百九十三条第一項の申立て	四一

										五一
四二	三二	二二	一二	〇二	九一	八一	七一	六一		
更生手続開始の申立て	破産手続開始の申立て（債権者以外の者がするものであつて債務者が法人である場合に限る。）	破産手続開始の申立て（債権者以外の者がするものであつて債務者が法人である場合に限る。）	民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による保全命令の申立て	不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第百八条第一項の規定による申立てその他の登記又は登録に係る法令の規定による仮登記又は仮登録の仮処分命令の申立て又は申請	民事執行法（平成元年法律第九十一号）の規定による申立て	強制管理の方法による仮差押えの執行の申立て	民事執行法第二百五条第一項、第二百六条第一項若しくは同法第二百七十七条第一項若しくは第二項の規定による申立て	民事執行法第二百五条第一項、第二百六条第一項若しくは同法第二百七十七条第一項若しくは第二項の財産開示手続実施の申立て	民事執行法第二百五条第一項、第二百六条第一項若しくは同法第二百七十七条第一項若しくは第二項の財産開示手続実施の申立て	民事執行法第二百五条第一項、第二百六条第一項若しくは同法第二百七十七条第一項若しくは第二項の規定による申立て
算した額	二万二千六百円。ただし、債権者の数が二十を超える場合は、その超える債権者の數十ごとに千百円を加算した額	三千円。ただし、債権者の数が二十を超える場合には、その超える債権者の数十ごとに千百円を加算した額	二万三千円。ただし、債権者の数が二十を超える場合には、その超えてる債権者の数十ごとに千百円を加算した額	二万三千九百円。ただし、債権者の数が二十を超える場合には、その超えてる債権者の数十ごとに千百円を加算した額	五千円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、八千三百円）。ただし、債務者の数が二以上の場合にあつては、その数から一を減じた数に九百円を乗じて得た額を加算した額	五千六百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、三千七百円）。ただし、情報の提供を命じられるべき者の数が二以上の場合にあつては、その数から一を減じた数に九百円を乗じて得た額を加算した額	二千三百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千二百円）。ただし、情報の提供を命じられるべき者の数が二以上の場合にあつては、その数から一を減じた数に九百円を乗じて得た額を加算した額	二千三百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、三千七百円）	四千九百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、三千七百円）	四千九百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、三千七百円）
九二	民事調停法による調停の申立て又は労働審判法による労働審判手続の申立て	再生手続開始の申立て（債務者が法人である場合に限る。）	再生手続開始の申立て（債務者が法人である場合に限る。）	再生手続開始の申立て（債務者が法人である場合に限る。）	八二	七二	六二	五二	特別清算開始の申立て	二万三千百円
民事調停法による調停の申立て又は労働審判法による労働審判手続の申立て	民事調停法による調停の申立て（二二六の項に掲げる申立てを除く。）	再生手続開始の申立て（債務者が法人である場合に限る。）	再生手続開始の申立て（債務者が法人である場合に限る。）	再生手続開始の申立て（債務者が法人である場合に限る。）	八二	七二	六二	五二	特別清算開始の申立て	二万三千百円
控除した額	一万二千六百円。ただし、債権者の数が二十を超える場合は、その超えてる債権者の数五ごとに九百円を加算した額	一千円（調停又は労働審判を請求する事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額）	一千円（調停又は労働審判を請求する事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額）	一千円（調停又は労働審判を請求する事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額）	一千円（調停又は労働審判を請求する事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額）	一千円（調停又は労働審判を請求する事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額）	一千円（調停又は労働審判を請求する事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額）	一千円（調停又は労働審判を請求する事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額）	一万二千六百円。ただし、債権者の数が二十を超える場合は、その超えてる債権者の数五ごとに九百円を加算した額	一万二千六百円。ただし、債権者の数が二十を超える場合は、その超えてる債権者の数五ごとに九百円を加算した額
民事調停法による調停の申立て又は労働審判法による労働審判手続の申立ての変更	民事調停法による調停の申立て又は労働審判法による労働審判手続の申立ての変更	民事調停法による調停の申立て（債務者が法人である場合に限る。）	民事調停法による調停の申立て（債務者が法人である場合に限る。）	民事調停法による調停の申立て（債務者が法人である場合に限る。）	八二	七二	六二	五二	特別清算開始の申立て	二万三千百円

六三	五三	四三	三三	二三	一三	○三
家事事件手続法別表第二に掲げる事項についての審判、同法第二百四十四条に規定する事項についての調停又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する事項に関する条約の実施に関する法律第三十二条第一項に規定する子の返還申立事件の申立て	家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判、同法第二百四十四条に規定する事項についての調停又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する事項についての審判の申立て(申立人として参加する場合に限る)	家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判の申立て(申立人として参加する場合に限る)	家事事件手続法別表第一の一の項から八の項までの項、六十三の項、六十四の項、九十六の項、百八十六の項、百二十人の三の項又は百三十四の項に掲げる事項についての審判の申立て	家事事件手続法別表第一の一の項から八の項までの項、五十二の項、五十六の項から五十八の項まで、二十六の項から二十八の項まで、三十二の項、三十九の項、三十七の項、三十九の項から四十三の項まで、四五五の項から四十七の項まで、五十一の項、五十二の項、五十六の項から五十八の項まで、七十一の項から七十六の項まで、百十一の項から百十四の項まで、百十六の項、百十七の項、百二十の項、百二十一の項、百二十七の項から百二十八の二の項まで、百二十九の項又は百三十一の項に掲げる事項についての審判の申立て	三千円(電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千九百円)	家事事件手続法別表第一の十七の項、三十六の項、六十三の項、六十四の項、九十六の項、百八十六の項、百二十人の三の項又は百三十四の項に掲げる事項についての審判の申立て
六三	○四	九三	八三	七三	八三	七三
仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第四十六条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第一項若しくは第五十一条第一項の規定による申立てによる国際的な和解合意に関する国際連合条約による申立て	借地借家法第四十二条の事件の申立て	借地借家法第四十二条の事件の申立て	イ人事訴訟法(平成十五年法律第百九号)第三十二条第一項の附帯処分の申立て	イ及びロに掲げる額の合算額	イ人事訴訟法(平成十五年法律第百九号)第三十二条第一項の附帯処分の申立て	イ及びロに掲げる額の合算額
六百円(電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、一千五百円)。ただし、相手方の数が二以上の場合にあつては、その数	八百円	九百円	二千円(電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、一千九百円)	二千円(電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千九百円)	二千円(電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、一千九百円)	二千円(電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、一千九百円)

二四	三四	四五	
約の実施に関する法律（令和五年法律第十六号）第五条第一項の規定による申立て又は裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五百五十一号）第二十八条第一項の規定による申立て	仲裁法第十四条第二項、第十八条第三項、第十九条第二項から第五項まで、第二十一条第四項、第二十二条、第二十五条第五項又は第三十七条第一項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項から第四項まで又は第十条の二の規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の侧面に関する条約の実施に関する法律第百二十二条第一項の規定による申立て、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事裁判手続の特例に関する法律第十三条の申立て、その他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（この表の他の項に掲げる申立てを除く。）	非訟事件手続法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することとの許可を求める申立て、忌避の申立て、裁判所記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、秘密決定を求める申立て、秘密事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘密決定に係る秘密対象者に限る決定を求める申立て、秘密決定等の取消しの申立て、秘密決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をすることの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、訴えの提起前における証拠収集の処分の申立て、訴えの提起前に証拠保全の申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の申立て、少額訴訟の終局判決に対する異議の申立て又は強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て	仲裁法第十四条第二項、第十八条第三項、第十九条第二項から第五項まで、第二十一条第四項、第二十二条、第二十五条第五項又は第三十七条第一項の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項から第四項まで又は第十条の二の規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の侧面に関する条約の実施に関する法律第百二十二条第一項の規定による申立て、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事裁判手続の特例に関する法律第十三条の申立て、その他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（この表の他の項に掲げる申立てを除く。）

二千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合については、千七百円）	五百円	五百円	五百円
---	-----	-----	-----

(ロ) 非訟事件手続法又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の規定による忌避の申立て、特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て
(ハ) 家事事件手続法の規定による忌避の申立て、特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て又は受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て

(ロ) 執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て、民事執行法第十三条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て、執行文の付与の申立てに関する処分に対する異議の申立て、同法第三十六条第一項若しくは第三項の規定による強制執行の停止若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十一条第二項の規定による特別代理人の選任の申立て、同法第四十七条第四項若しくは第四十九条第五項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、執行裁判所に対する配当要求、同法第五十五条第一項の規定による売却のための保全処分若しくは同法第五項の規定によるその取消し若しくは変更の申立て、同法第五十六条第一項の規定による地代等の代払の許可を求める申立て、同法第六十二条第三項若しくは第六十四条第六項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第六十八条の二第一項の規定による買受けの申出をした差押債権者のための保全処分の申立て、同法第七十七条第一項の規定による最高値買受申出人若しくは買受人のための保全処分の申立て、同法第七十八条第七項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第八十三条第一項の規定による不動産の引渡命令の申立て、同法第一百五十五条第一項の規定による船舶国籍証書等の引渡命令の申立て、同法第一百七十七条の規定による裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五百五十一号）第二十八条第一項の規定による申立て

第一項の規定による強制競売の手続の取消しの申立て、同法第二百一十八条第一項の規定による船舶の航行の許可を求める申立て、同法第二百二十七条第一項の規定による差押物の引渡命令の申立て、少額訴訟債権執行の手続における裁判所書記官の執行処分に対する執行異議の申立て、少額訴訟債権執行の手続における裁判所書記官に対する配当要求、同法第二百六十七条の十五第三項の規定による申立て、同法第二百七十二条第二項の規定による申立て、同法第二百七十五条第三項若しくは第六項の規定による申立て、同法第二百八十七条第一項の規定による担保不動産競売の開始決定前の保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消しの申立て又は同法第二百九十条第二項の動産競売の開始の許可の申立て

ハ 民事保全法の規定による保全異議の申立て、保全取消しの申立て、保全執行の停止若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずる裁判を求める申立て又は保全執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て

ニ 参加（破産法、民事再生法、会社更生法（平成十四年法律五百五十四号）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）及び船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による参加並びに七の項、三五の項、三七の項、三九の項及び四三の項に掲げる参加を除く。）の申出又は申立て

ホ 破産法第二百八十六条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第二百九十二条第三項の規定による商事留置権消滅の許可の申立て、同法第二百四十八条第一項の規定による免責許可の申立て若しくは同法第二百五十六条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第二百四十八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二十七条の二十の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項若しくは第三項の規定による申立て、借地借家法第四十四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を手続代理人に選任する

七 四	六 四	
イ 抗告の提起	<p>ト 最高裁判所規則の定めによる申立てのうちイ又はロに掲げる申立てに類似するものとして最高裁判所が定めるもの</p> <p>（イ）抗告の提起</p> <p>（ロ）民事訴訟法第三百三十七条第二項又は非訟事件手続法第七十七条第二項の規定による抗告の許可の申立て</p> <p>ロ 民事保全法の規定による保全抗告</p>	<p>五千円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、三千九百円）</p>
イ 抗告の提起	<p>三六の項又は三七の項に掲げる申立てについての裁判（抗告裁判所の裁判を含む。）に対する次に掲げる申立て</p>	<p>三千八百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千七百円）</p>

一 項	二 五	一 五	〇 五	九 四	八 四	
事件の記録の閲覧、謄写、複製又は複写（事件の係属中に	民事訴訟法第三百四十九条第一項、非訟事件手続法第三百三十七条第一項、非訟事件手続法第七十七条第二項、民事事件手続法第九十条第二項又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第一百十九条第一項の規定による抗告の許可の申立て又は同法第一百七十七条第一項の規定による再審の申立て又は同法第一百七十七条第一項の規定による終局決定の変更の申立てには、当該申立てに於けるものとする規定による申立てを含むものとする。	二 五	一 五	〇 五	九 四	八 四
別表第一（第七条関係）	民事訴訟法第三百三十七条第二項、非訟事件手続法第七十七条第二項、民事事件手続法第九十条第二項又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第一百十九条第一項の規定による抗告の許可の申立て又は同法第一百七十七条第一項の規定による再審の申立て又は同法第一百七十七条第一項の規定による終局決定の変更の申立てには、当該申立てに於けるものとする規定による申立てを含むものとする。	民事訴訟法第三百三十七条第二項、非訟事件手続法第七十七条第二項、民事事件手続法第九十条第二項又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第一百十九条第一項の規定による抗告の許可の申立て又は同法第一百七十七条第一項の規定による再審の申立て又は同法第一百七十七条第一項の規定による終局決定の変更の申立てには、当該申立てに於けるものとする規定による申立てを含むものとする。	民事訴訟法第三百三十七条第二項、非訟事件手続法第七十七条第二項、民事事件手続法第九十条第二項又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第一百十九条第一項の規定による抗告の許可の申立て又は同法第一百七十七条第一項の規定による再審の申立て又は同法第一百七十七条第一項の規定による終局決定の変更の申立てには、当該申立てに於けるものとする規定による申立てを含むものとする。	民事訴訟法第三百三十七条第二項、非訟事件手続法第七十七条第二項、民事事件手続法第九十条第二項又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第一百十九条第一項の規定による抗告の許可の申立て又は同法第一百七十七条第一項の規定による再審の申立て又は同法第一百七十七条第一項の規定による終局決定の変更の申立てには、当該申立てに於けるものとする規定による申立てを含むものとする。	民事訴訟法第三百三十七条第二項、非訟事件手続法第七十七条第二項、民事事件手続法第九十条第二項又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第一百十九条第一項の規定による抗告の許可の申立て又は同法第一百七十七条第一項の規定による再審の申立て又は同法第一百七十七条第一項の規定による終局決定の変更の申立てには、当該申立てに於けるものとする規定による申立てを含むものとする。	民事訴訟法第三百三十七条第二項、非訟事件手続法第七十七条第二項、民事事件手続法第九十条第二項又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第一百十九条第一項の規定による抗告の許可の申立て又は同法第一百七十七条第一項の規定による再審の申立て又は同法第一百七十七条第一項の規定による終局決定の変更の申立てには、当該申立てに於けるものとする規定による申立てを含むものとする。
上欄	下欄	下欄	下欄	下欄	下欄	下欄

当事者等が請求するものを除く。)	用紙一枚につき百五十円（事件の記録中電磁的記録部分に記録されている事項を証明した電磁的記録の提供をする場合にあつては、一件につき二千百円）	二 事件の記録の原本（書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録部分に記録されている事項を証明した電磁的記録の提供をする場合にあつては、一件につき二千百円）
事件に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供	三千五百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千四百円）	三 事件に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供
執行文の付与	三千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千百円）	四 執行文の付与
一通につき三百円（民事執行法第二十七条规定による執行文の付与の方法による申立てをする場合にあつては、九百円）	一通につき三百円（民事執行法第二十七条规定による執行文の付与の方法による申立てをする場合にあつては、九百円）	二 事件の記録が電磁的記録で作成されている場合にあつては、原本十枚までごとに百五十円）